

## 5章 防災指針

## 5.1 防災指針の目的と位置付け等

### 5.1.1 防災指針とは

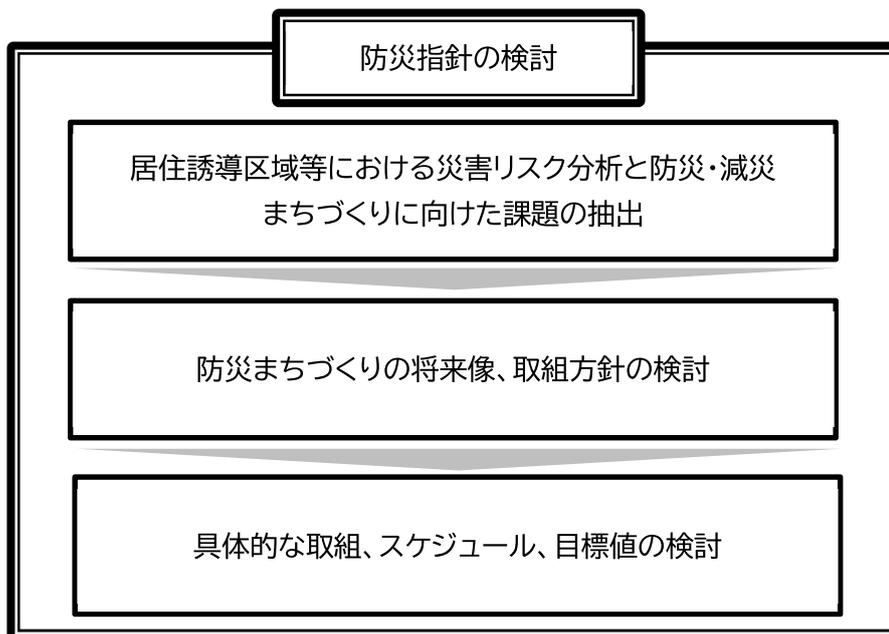
近年、全国の都市では局地的豪雨などの自然災害が頻発しており、人的被害及び経済被害が発生しています。特に、洪水や土砂災害などは頻発・激甚化の傾向を見せており、今後の気候変動などの環境変化によって更なる被害の拡大が懸念されています。

これらの大規模自然災害においても、防災まちづくりとコンパクトシティの取組を進める観点から、改正都市再生特別措置法（令和2年9月施行）では、立地適正化計画において「防災指針」を定めることが規定されました。

本市では、東日本大震災以降、防災環境都市を目指し、都市の強靱化や防災力の向上に資する施策を展開してきました。本市における防災・減災の考えを踏まえつつ、本計画においても、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の防災対策、安全確保策に取り組む防災指針を定めることで、計画的かつ着実な防災・減災対策を推進していきます。

### 5.1.2 検討すべき事項

防災指針の検討にあたっては、本市が抱える防災上の課題を明確にしたうえで、ハード・ソフトの両面から防災対策・安全確保策に取り組む観点から、以下の流れにより検討を行います。



## 5.2 ハザード情報等の収集・整理

### 5.2.1 本市において想定される災害リスクの整理

本市の居住誘導区域において、将来にわたり安全・安心な居住を確保する観点から作成する防災指針では、居住誘導区域の設定にあたり分析した災害リスクのほか、東日本大震災、令和元年東日本台風等、本市が経験した様々な災害情報を収集・整理します。

なお、居住誘導区域の設定にあたっては、災害リスクの高い“災害レッドゾーン”は含んでいませんが、“災害イエローゾーン”のうち土砂災害警戒区域については、災害リスク等を総合的に勘案した結果、一部を居住誘導区域から除外することとし、浸水想定区域については、各河川流域で想定される30年～150年に一度の降雨規模（計画規模降雨：L1）による浸水深が3m以上となる区域については、居住誘導区域から除外することとしています。

災害の種類	災害リスク情報	都市計画運用指針	居住誘導区域の取扱い	情報をまとめたハザードマップ等
地震	地震ハザードマップ（揺れやすさ）	—	—	地震ハザードマップ（仙台市）
	地震ハザードマップ（液状化予想）			
	宅地造成履歴等情報マップ			宅地造成履歴等情報マップ（仙台市）
津波	東日本大震災時の津波シミュレーション	—	災害危険区域は居住誘導区域から除外	仙台市震災復興計画参考資料
	津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定	赤色 黄色	本市において津波災害特別警戒区域の指定はなし 本市において津波災害警戒区域の指定はなし	宮城県が同法により公表した津波浸水想定
外水氾濫	洪水浸水想定区域（計画規模降雨：L1）	黄色	浸水深3m以上は居住誘導区域から除外	水防法に基づき国土交通省及び宮城県が公表する洪水浸水想定区域図
	洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2）	黄色	—	
	ため池ハザードマップ	—	—	仙台市ため池ハザードマップ
内水氾濫	内水ハザードマップ	—	—	仙台市内水浸水想定区域図
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	赤色	全域を居住誘導区域から除外	宮城県の公表する指定区域図
	土砂災害警戒区域	黄色	一部を居住誘導区域から除外	

**赤色**：居住誘導区域に含まないこととすべき区域（災害レッドゾーン）

**黄色**：原則として、災害リスク等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（災害イエローゾーン）

図 5-1 立地適正化計画において取扱う災害リスク

### 5.2.2 防災上の課題の整理

災害ごとのリスク分析を踏まえて、本市における防災上の課題を整理します。

※各種災害において対象とした災害の規模、災害リスク分析の詳細等については、  
[資料編：各種災害リスクの分析](#)としてまとめておりますので、参考としてください。

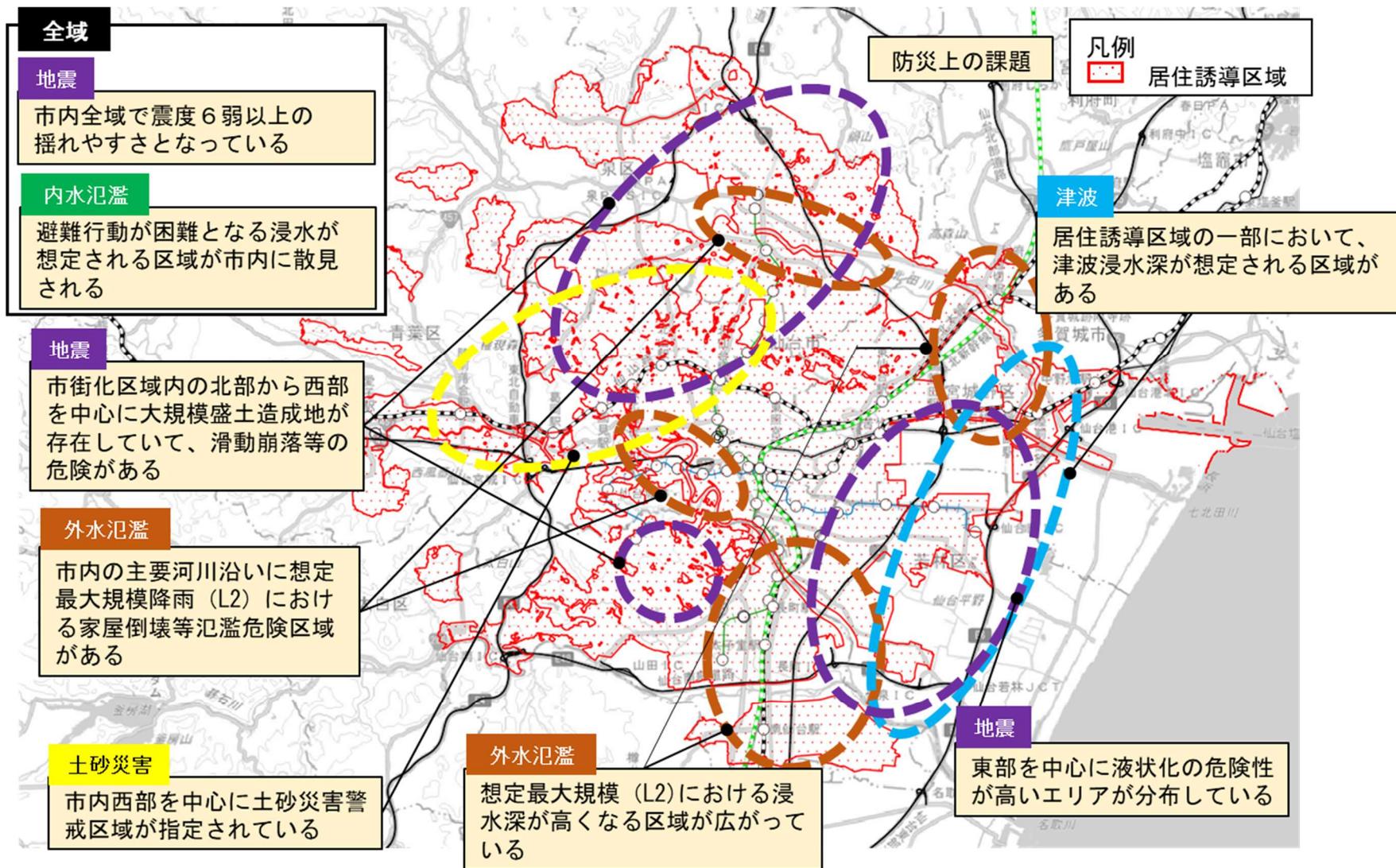


図 5-2 防災上の課題のまとめ

## 5.3 立地適正化計画における防災指針

### 5.3.1 防災指針の基本的な考え方

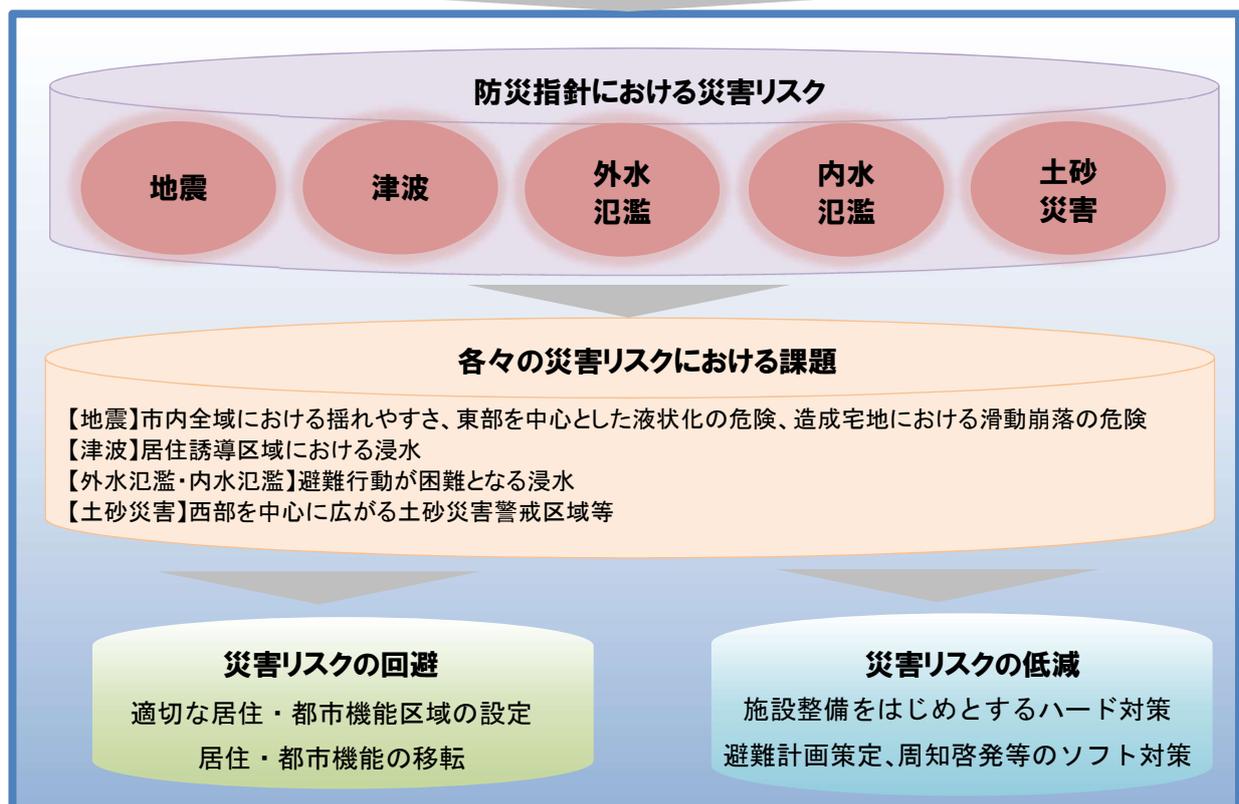
災害による被害を軽減するためには、各種災害リスクを把握し、市民・地域・行政がリスクを認識した上で、回避や低減を図る取組みを総合的に実施することが重要です。

災害リスクの回避は災害リスクの高い地域を居住誘導区域に含めないことや、ハザードエリアからの居住及び都市機能の移転など、災害自体から逃れるための対策を中心に進めます。

災害リスクの低減は、流域治水プロジェクト等に位置付けられた事業の実施や避難先となる避難所の確保、備蓄物資等の充実、民間建築物等の防災機能強化といったハード対策と、避難計画の強化、ハザードマップの周知といったソフト対策を実施し、災害があった際の被害を最小限にとどめるための対策を中心に進めます。

#### 仙台市立地適正化計画 基本方針⑤

### 地域ごとの災害リスクを考慮した安全・安心な都市空間の形成



### 5.3.2 ハザードごとの取組方針と取組目標

ハザードの課題の整理を踏まえて、災害リスクの回避・低減の項目ごとに取組方針と目標を整理します。

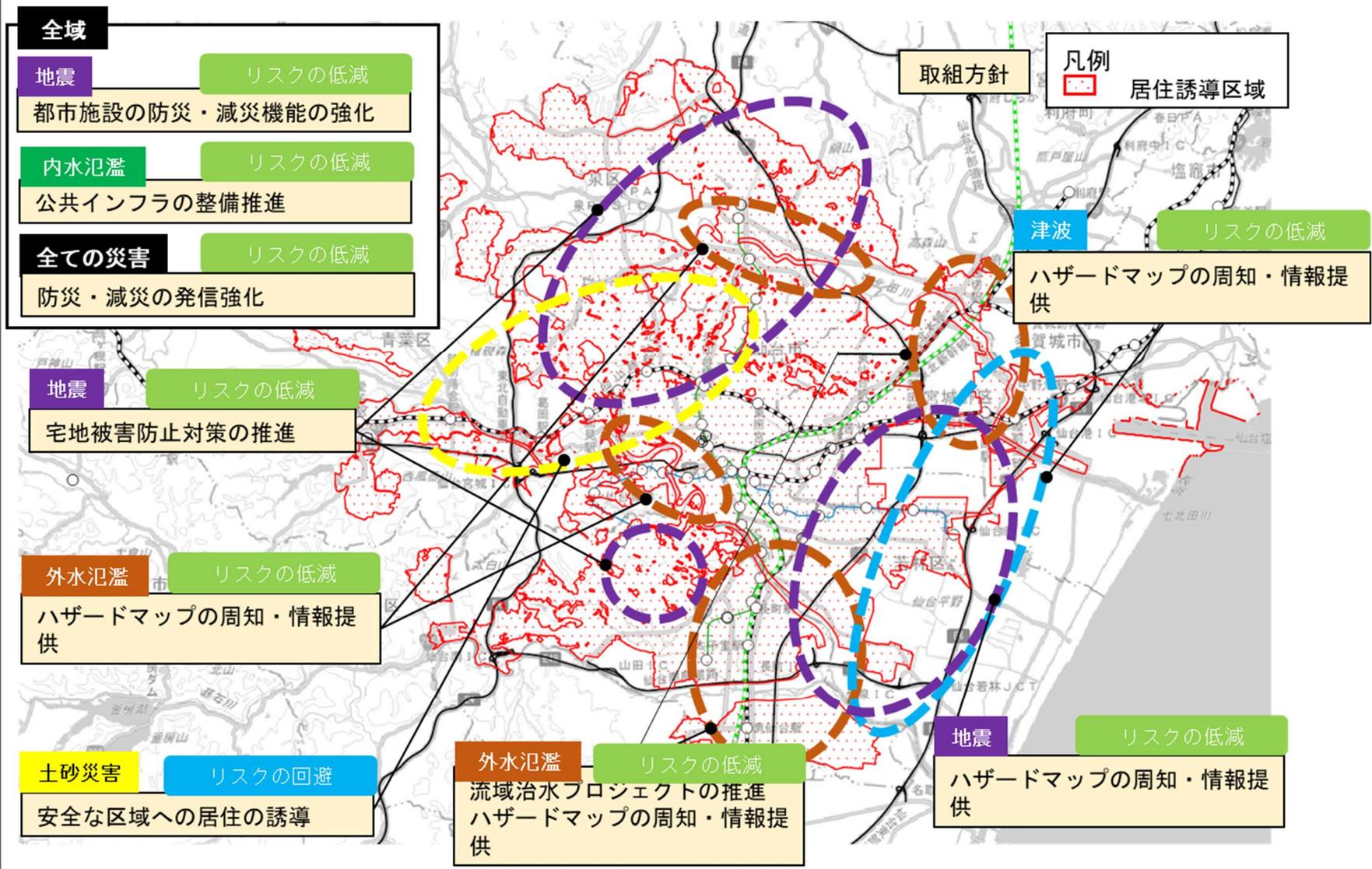


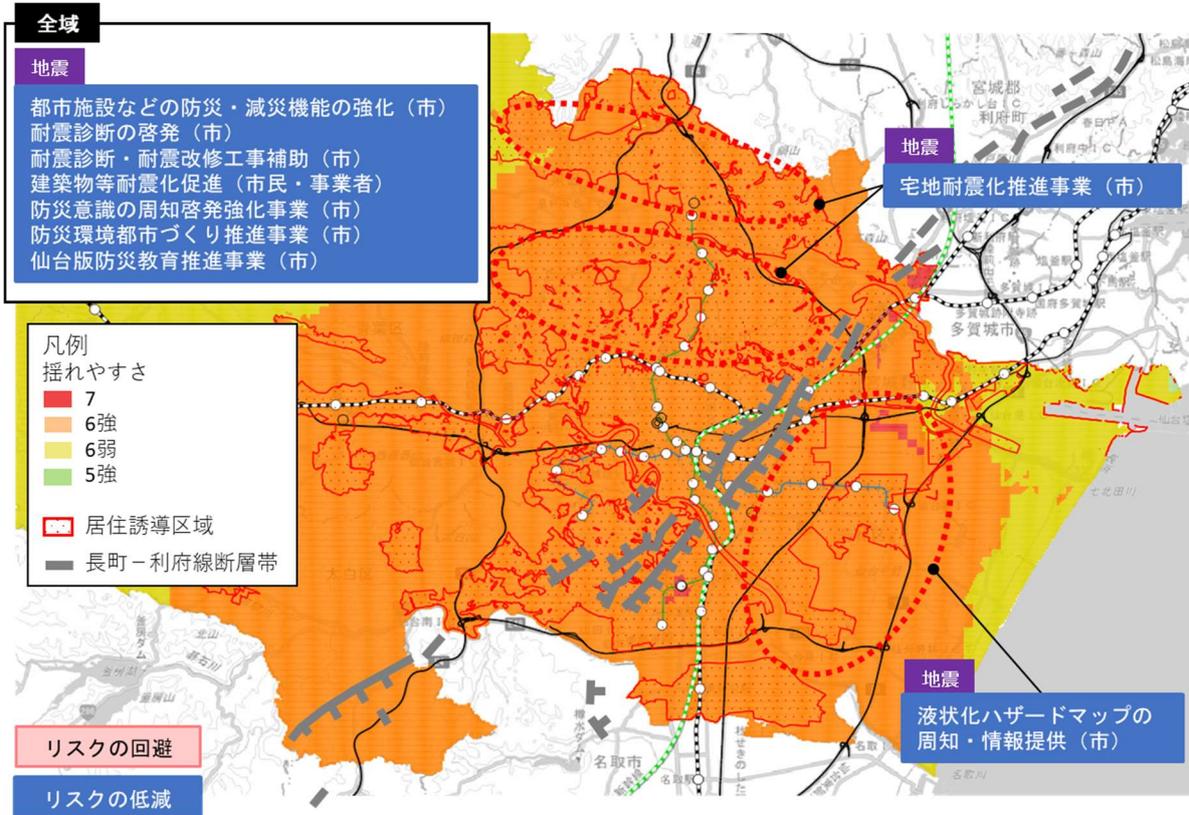
図 5-3 取組方針のまとめ

## 5.4 具体的な取組みとスケジュール

### 5.4.1 ハザードごとの具体的な取組み

ハード、ソフト両面から災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取組を目標年次に至るまでの、短期（おおむね 5 年程度）、中期（おおむね 10 年程度）、長期（おおむね 20 年程度）により設定します。なお、具体的な取組みについては本市以外の主体による取組についても含めています。

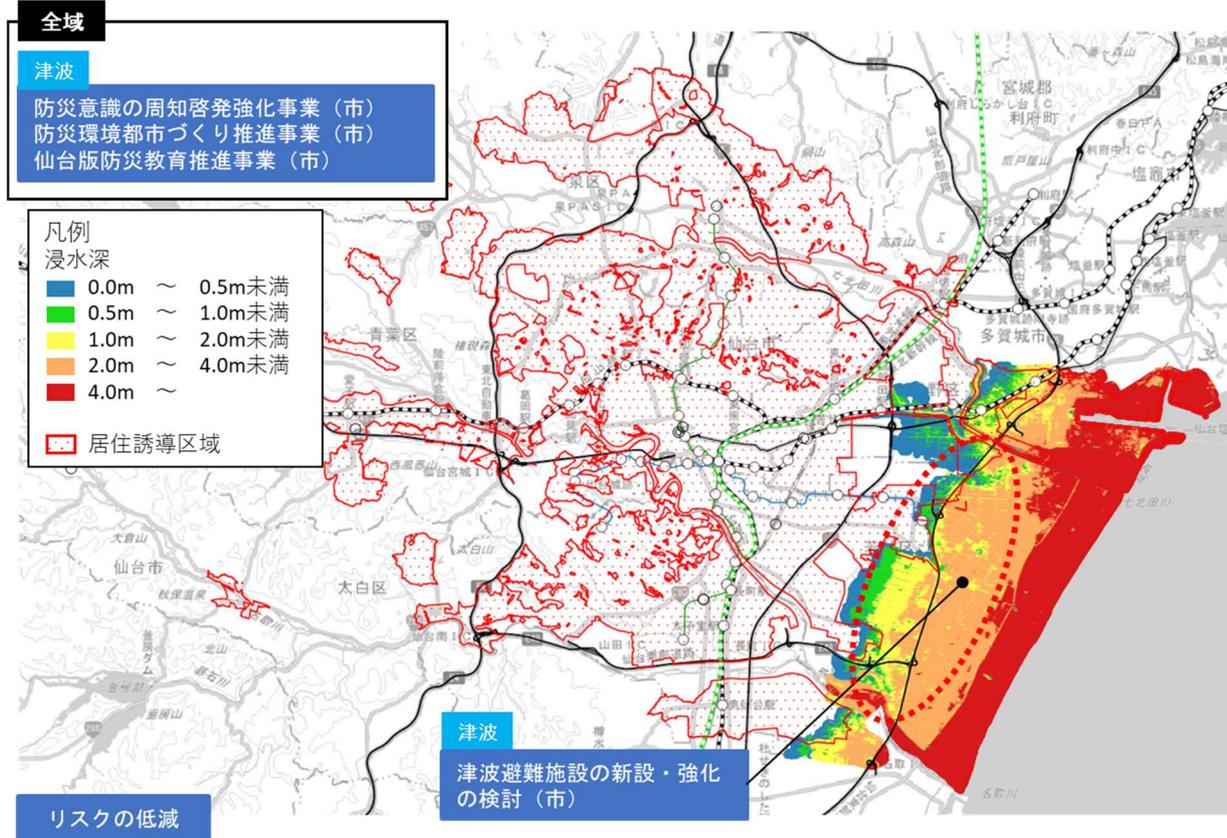
1) 地震



リスクへの対応	取組方針	取組	実施主体	実現時期の目標		
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
低減	都市施設などの防災・減災機能の強化	道路防災対策事業	市	黄色		
		無電柱化推進事業	市	黄色		
		上下水道施設災害対策事業	市	黄色		
	建築物等耐震化の促進	耐震診断の啓発	市	黄色		
		耐震診断・耐震改修工事補助	市	黄色		
		建築物等耐震化促進	市民事業者	黄色		
	宅地被害防止対策の推進	宅地耐震化推進事業	市	黄色		
	ハザードマップの作成・情報提供	液状化ハザードマップの周知・情報提供	市	黄色		
	防災・減災の発信強化	防災意識の周知啓発強化事業	市	黄色		
		防災環境都市づくり推進事業	市	黄色		
仙台版防災教育推進事業		市	黄色			

黄色：取組の実施期間を示す。

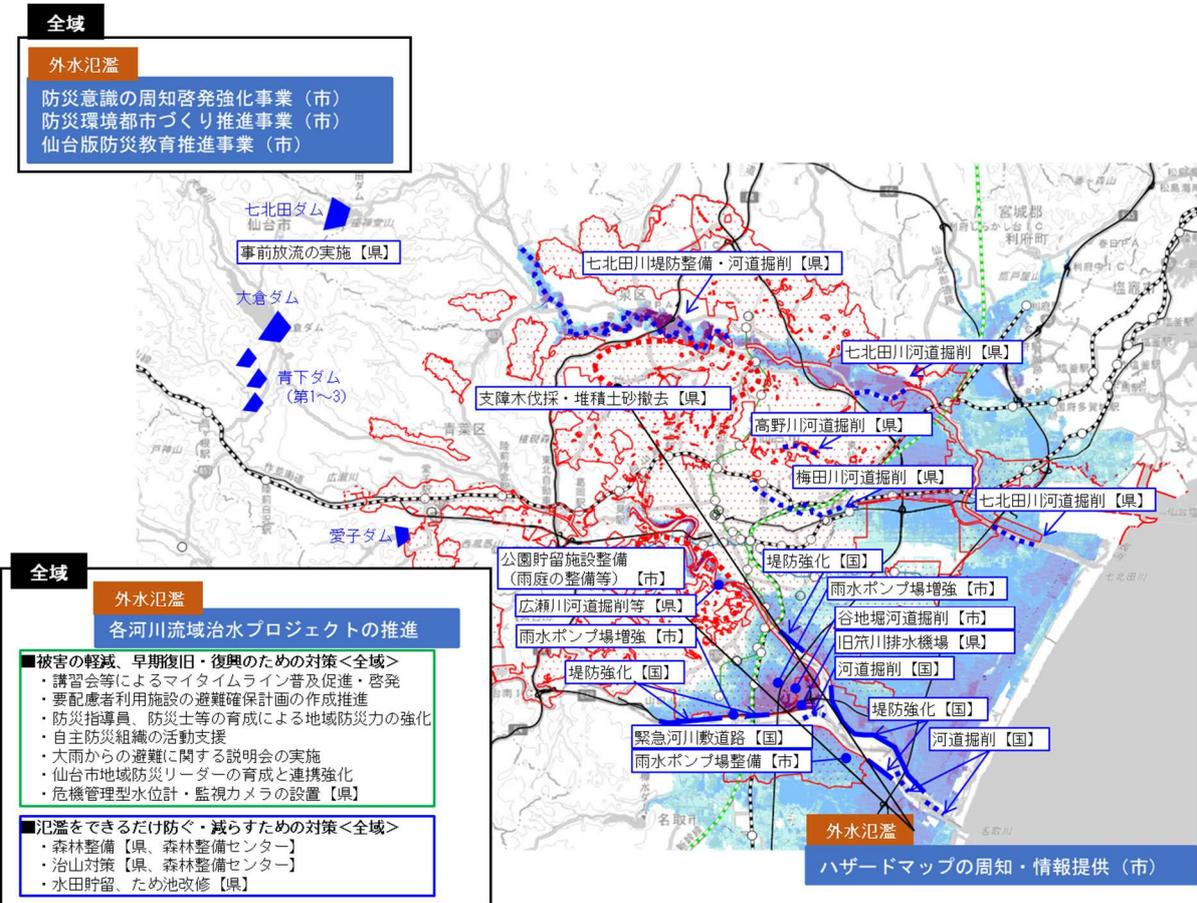
## 2) 津波



リスクへの対応	取組方針	取組	実施主体	実現時期の目標		
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
低減	津波避難施設の新設・強化の検討	津波避難施設の新設・強化の検討	市			
	防災・減災の発信強化	防災意識の周知啓発強化事業	市			
		防災環境都市づくり推進事業	市			
		仙台版防災教育推進事業	市			

黄色：取組の実施期間を示す。

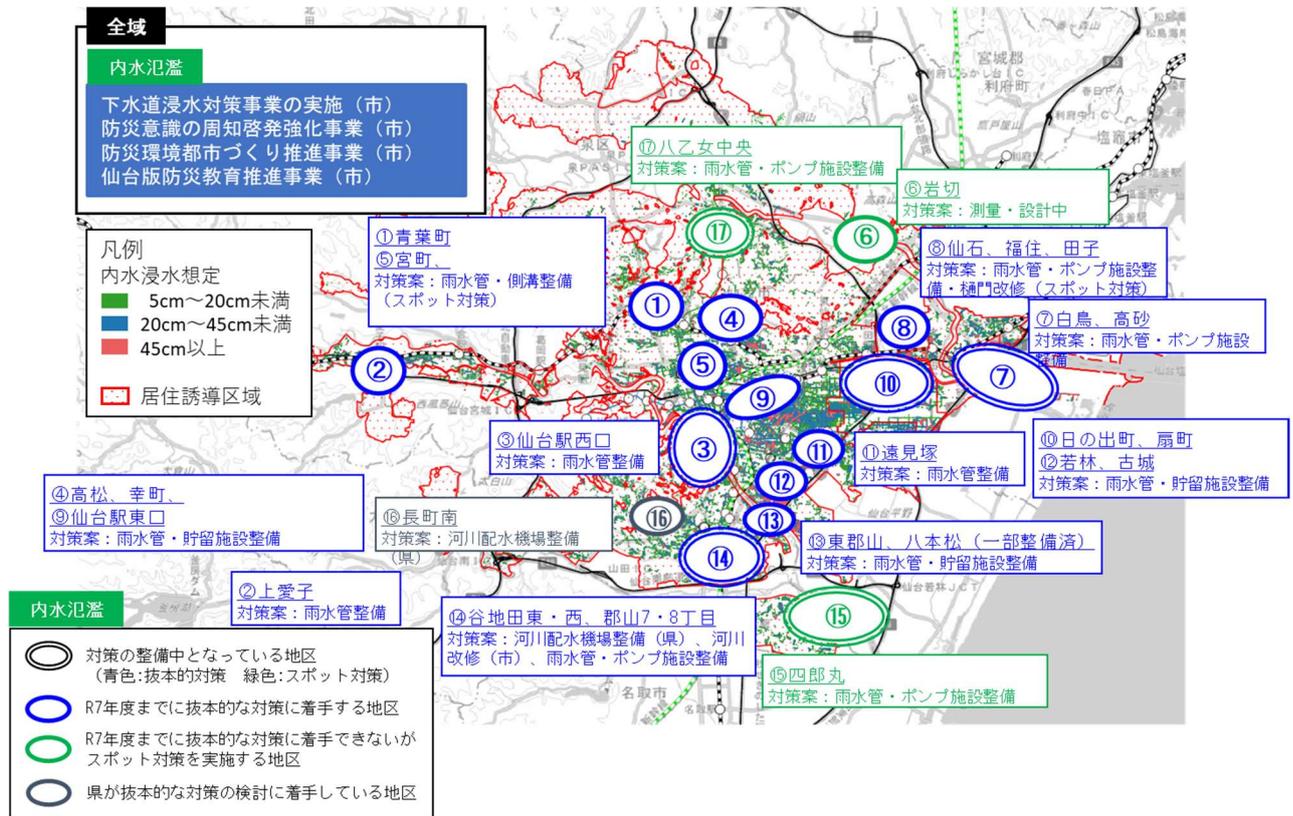
### 3) 外水氾濫



リスクへの対応	取組方針	取組	実施主体	実現時期の目標		
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
低減	各河川流域治水プロジェクトの推進	堤防整備・強化、河道掘削	国/県/市			
		堆積土砂撤去・支障木伐採	県			
		水田貯留、ため池改修	県			
		森林整備・治山対策等	県/ 森林整備センター			
		講習会等によるマイタイムライン普及促進・啓発	市			
		要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進	市			
		防災移指導員、防災士等の育成による地域防災力の強化	市			
		自主防災組織の活動支援	市			
		大雨からの避難に関する説明会の実施	市			
		仙台市地域防災リーダーの育成との連携強化	市			
		危機管理方針水位計・監視カメラの設置	県			
		雨水ポンプ場整備・増強	市			
		排水機場整備	市			
		緊急河川敷道路	国			
	事前放流の実施	県				
	ハザードマップの作成・情報提供	ハザードマップの周知・情報提供	市			
	防災・減災の発信強化	防災意識の周知啓発強化事業	市			
		防災環境都市づくり推進事業	市			
仙台版防災教育推進事業		市				

黄色：取組の実施期間を示す。

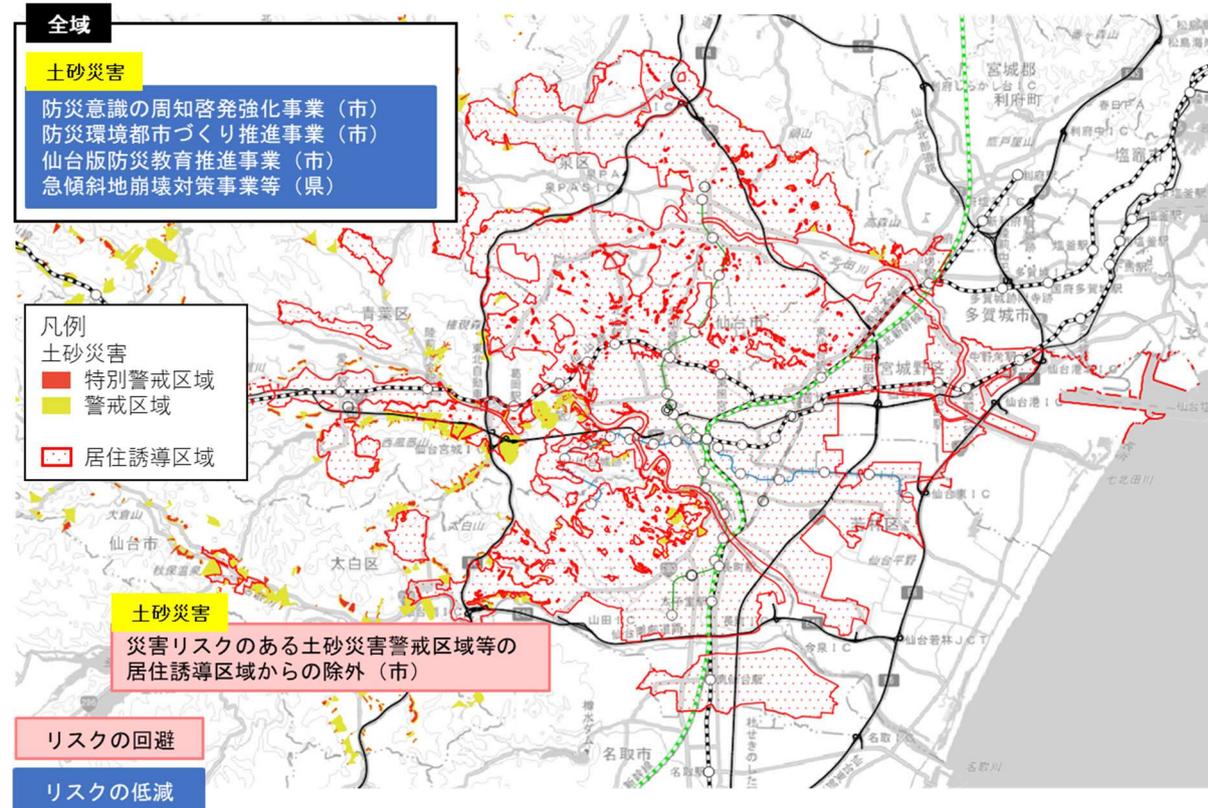
#### 4) 内水氾濫



リスクへの対応	取組方針	取組	実施主体	実現時期の目標		
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
低減	公共インフラの整備推進	下水道浸水対策事業の実施	市			
		河川改修	市			
		雨水管整備	市			
		側溝整備	市			
		ポンプ施設整備	市			
		樋門改修	市			
		貯留施設整備	市			
	防災・減災の発信強化	河川排水機場整備	県			
		防災意識の周知啓発強化事業	市			
		防災環境都市づくり推進事業	市			
		仙台版防災教育推進事業	市			

黄色：取組の実施期間を示す。

## 5) 土砂災害



リスクへの対応	取組方針	取組	実施主体	実現時期の目標		
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
回避	安全な区域への居住の誘導	災害リスクのある土砂災害警戒区域等の居住誘導区域からの除外	市			
低減	防災・減災の発信強化	防災意識の周知啓発強化事業	市			
		防災環境都市づくり推進事業	市			
		仙台版防災教育推進事業	市			
	急傾斜地崩壊対策事業等	急傾斜地崩壊対策事業等	県			

黄色：取組の実施期間を示す。

#### 5.4.2 防災指針の目標値

災害ハザードごとの具体的な取組みを踏まえた防災指針の目標値について、以下のとおり設定することとします。

##### 【防災指針における目標値の設定】

目標 1 仙台市地域防災リーダー養成人数（案）

目標 2 雨水排水管渠整備延長（案）

## 6章 立地適正化計画の目標値

本計画の目標となる『「多様な活動に挑戦できるまち・仙台」～複層的な都市機能の集積と安全・安心な居住環境の形成～』を実現するためには、基本方針に沿った各種施策を着実に進める必要があります。

これらの施策の進捗状況を定量的に把握し、今後の計画や施策の見直し等の参考とするため、基本方針ごとに評価指標を設定します。評価指標の目標年度は計画期間の 2042（令和 24）年度としますが、基本方針③の指標などは地域公共交通計画の目標年を採用します。

基本方針		指標（案）	現況値	目標値
①世界とつながる最上級の都市空間を目指す都心の機能強化		都心における高次機能施設の新規整備件数	指標数値、目標年次については調整中。	
	②機能集約型の都市構造を支える各拠点の機能強化	長町駅・泉中央駅の利用者数（千人）		
		仙台国際センターにおけるイベント開催件数（回）		
	③質の高い公共交通を生かした都市機能の集積	JR 在来線/地下鉄利用者数（百万人）		
		バス幹線区間、バス準幹線区間、フィーダー区間を運行するバスの利用者数（百万人）		
④多様なライフスタイルに応じた持続可能で快適な居住環境の形成	居住誘導区域の人口密度（人／ha）			
①～④の基本方針を総括	暮らしやすいまちだと思ふ市民の割合（％）			
⑤地域ごとの災害リスクを考慮した安全・安心な都市空間の形成	仙台市地域防災リーダー養成人数（人）			
	雨水排水管渠整備率（％）			

## 7章 計画の総合的な推進

## 7.1 計画の管理について

### 7.1.1 法令等の指定状況による区域の見直し、変更

居住誘導区域に含めないものとされている区域等の指定状況のうち、「法令により、居住誘導区域に含めない区域（都市再生特別措置法第 81 条第 19 項、同法施行令第 30 条）」が新たに指定され、居住誘導区域から除外されることとなった場合には、本計画の見直しを待たずに区域が変更されることとなります。

また、「原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（都市計画運用指針）」や「総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（都市計画運用指針）」、「居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域（都市計画運用指針）」、「本市独自に居住誘導区域に含まないこととした区域」に係る区域の指定等があった場合は、本計画の見直しの機会等を捉え、必要に応じて誘導区域への反映を検討し、個別に判断を行うこととします。

### 7.1.2 計画見直しにあたっての考え方

本計画の計画期間は基本計画及び都市計画マスタープランと同様に 21 世紀半ば（2050（令和 32）年頃）を見据えた都市像の実現を目指すこととしていますが、本計画を着実に進捗させていくためには、人口の動向等の社会情勢や計画の進捗状況を確認し、計画に対する定期的な評価を行うことが重要です。そのため、国勢調査や都市計画基礎調査等の各種データを活用して前述の目標値の達成状況を確認する等、計画の評価を概ね 5 年ごとに行い、必要に応じて本計画を見直します。

また、本計画は都市計画マスタープランとの調和を保つ必要があるため、都市計画マスタープランの策定が行われた際には、その内容を踏まえ、本計画の見直しを検討することとします。

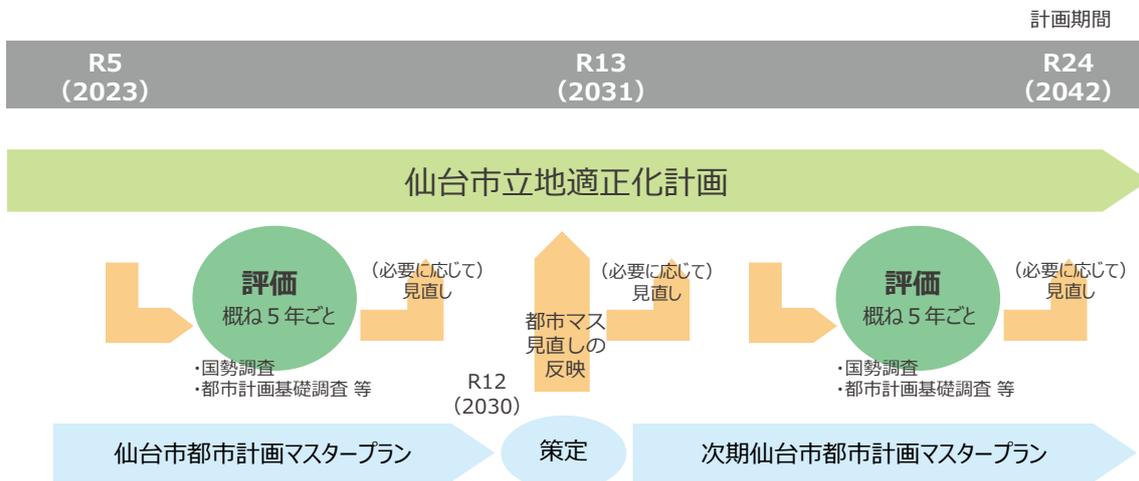


図 7-1 計画の評価・見直しのイメージ

## 7.2 届出制度

一定規模以上の住宅の立地に係る行為を居住誘導区域外で行う場合や、本計画で設定した誘導施設を、誘導を図る都市機能誘導区域外に立地等する場合には、当該行為を行う 30 日前までに仙台市長への届出が必要となります。本市は、届出に係る行為が区域内の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して必要な勧告を、必要な届出が行われないまま当該行為を行ったことが確認された場合には、該当する者に罰金を処する場合があります。

対象となる届出行為の種類は以下の通りですが、各々の詳細については、「仙台市立地適正化計画に係る届出制度の手引き」をご参照ください。

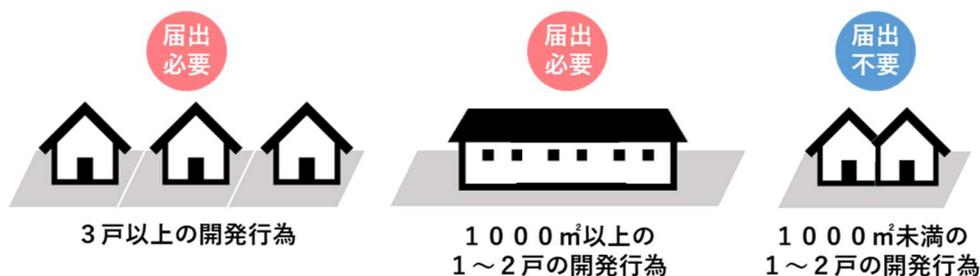
### 7.2.1 居住誘導に関する届出

計画区域内の居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発を行う場合は、都市再生特別措置法第 88 条の規定に基づき、行為に着手する 30 日前までに市への届出が必要となります。

届出の対象となる行為は以下のとおりです。

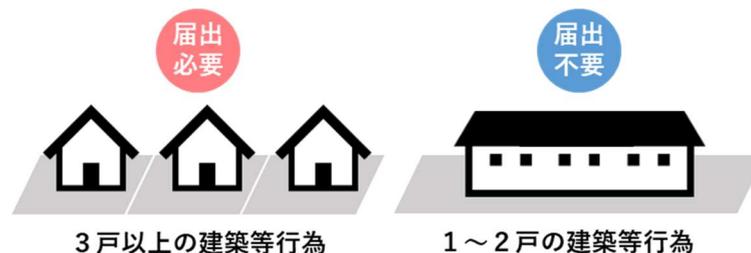
#### ●開発行為

- ・ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為を行う場合
- ・ 1 戸または 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの



#### ●建築等行為

- ・ 3 戸以上の住宅を新築する場合
- ・ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合



## 7.2.2 都市機能誘導に関する届出

誘導施設を設定した場合、当該施設を誘導する都市機能誘導区域以外の地域に施設を立地する場合や、当該施設を誘導している都市機能誘導区域内の地域において施設を休止・廃止する場合、事前に届け出が必要となります。（都市再生特別措置法第 108 条及び第 108 条の 2）

### 例) 商業施設の新築等を行う場合

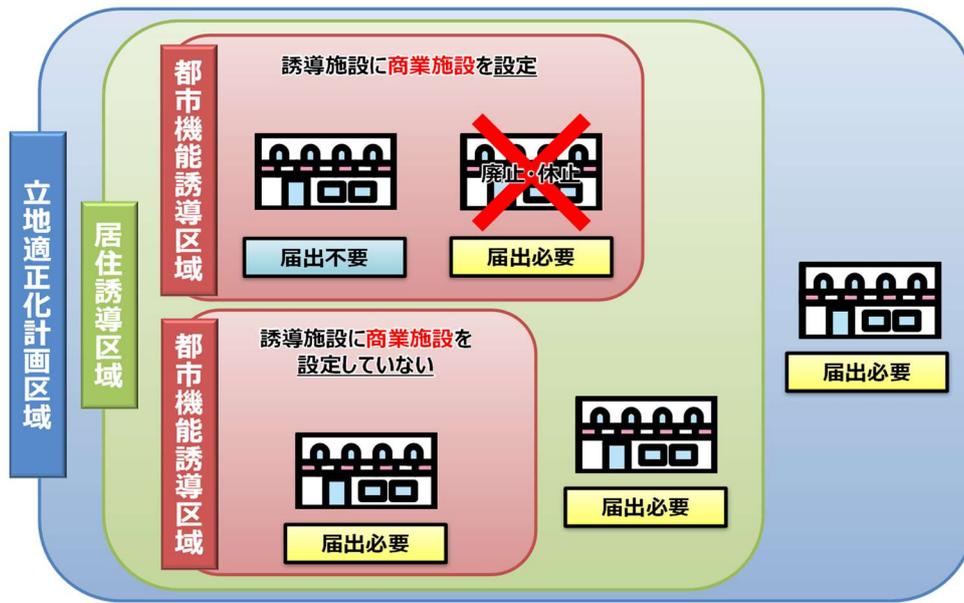


図 7-2 誘導施設の立地等に関する届出のイメージ